

フラワー道路は県へ移管を

四日市市を起点に鈴鹿市を通り亀山市までつながるフラワー道路というのがあります。三重県のHPには、「鈴鹿市、亀山市を対象とした広域営農団地整備計画において、基幹的な農道として」県の事業でつくられたと書かれており、県道であるべき道路です。現在はそれぞれの市道になっています。

市は約6億円も支出してきた



さらに農道という位置づけながらも亀山市内ではテクノヒルズ工業団地へ通ずる産業道路化しており、大型トラックなどがよく走る道路です。農道として整備された道路を大型車が多く走るため、舗装が薄い農道はすぐに痛み亀山市は修繕に多大な支出をしており、2013年度から2022年度までに舗装工事費は5億7千万円

にもなります。県道へ移管されればこうした負担はなくなるのです。

鈴鹿市は「県による管理が望ましい」と答弁

3月8日の代表質問ではこの問題を取り上げ、県へ移管するよう求めました。これに先立ち、鈴鹿市議会でも党の石田議員が取り上げ、県への移管を求めました。鈴鹿市土木部長は、「舗装などの修繕費は平成9年度から13年度までで1億8千万円、平成18年度から22年度までで2億1,600万円かかっている」(合計約4億円)、「県による管理が望ましい」、「関係市(亀山市と四日市市)と連携し、県と協議していく」などと答弁しました。本来は県道なのに鈴鹿、亀山両市で10億円も負担しているのです。

鈴鹿市と亀山市が足並みを揃えて県と協議

代表質問への答弁で亀山市建設部長は、「起点(四日市)から終点(亀山)までを1路線として協議する必要がある」、「フラワー道路沿線の鈴鹿市、四日市市の意向を踏まえ、県道への移管を検討していきたい」と答弁しました。

これで鈴鹿市と亀山市が足並みを揃えて県と協議することになりました。

鈴鹿と亀山の党議員団の連携プレーです。

この議会報告は毎月月初めに発行しています

好きです 亀山 住みよい街に

2023年 3月 30日 発行 No. 286

こうきの議会報告

日本共産党亀山市議会議員 服部 孝規

〒519-0156 亀山市南野町6-19-1

ご意見、ご感想は kouki.giin@gmail.com ツイッター、ブログも発信中

電話、FAX 0595-82-3646 市議団ホームページ「共産党 亀山」で検索を

水道料金の減免を

浴槽の水が黄土色に 濁りが原因

通常は月初めに折り込むこの議会報告。今回は3月31日に県議選が告示されるため、それまでに発行しなければならなくなった。新聞を読む人が減り続けてはいるが、新聞折り込みは貴重な伝達手段だ。

さて、3月6日の昼前に家へ帰る途中、南野町内で水道管からと思われる漏水を発見し、早速、水道局へ連絡しました。間もなく業者が来てくれ修繕工事が始まりました。漏水箇所が本管かららしく、断水して工事をする事になり、給水車も準備されました。ただ、水道をあまり使わない時間帯だったのは救いでした。

本管に入った亀裂が原因



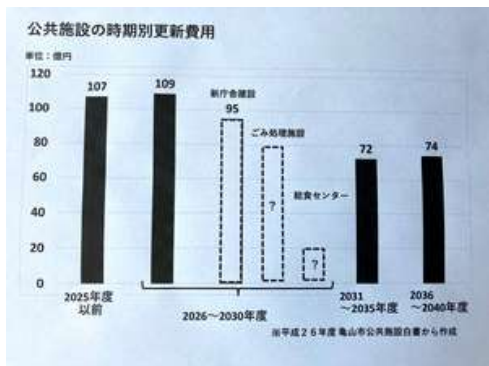
漏水の原因は、本管に入った亀裂でした。水道管自体は老朽化しておらず、数年前に行われた水道管工事の際に、亀裂が入ったと考えるのが妥当なようです。昼前に起きた漏水の修繕工事がほぼ終了した夕方、台所の水が少し濁っていましたが、少しの時間、水を放ったため濁りは目ではほとんど確認できない程度になりました。ただ、夕食の支度は浄水器の水を使いました。午後8時頃にお風呂にお湯を入れたところ、浴槽の湯が黄土色になっていて驚きました。これでは入れませんので一度、すべて放って再度入れ直しました。

減免制度を検討すると答弁

3月15日の産業建設委員会でこの問題を取り上げ、宅内の漏水だけでなく周辺の工事で起きた濁り水についても放水した場合、水道料金を減免するよう強く求めました。水道法で水道事業者は、きれいな水を供給する義務がある以上、濁った水で料金は取れないのです。市は津市を参考に濁りの場合の水道料金の減免制度を検討すると答弁しました。

公共施設更新が集中する時期に市庁舎建設

3月8日の会派の代表質問で類似団体(人口や産業構造が似ている)との比較で遅れている公共施設の更新を質しました。2014年に市が作成した公共施設白書を基にグラフを作成しました(左のグラフ)。ただし、既に更新された図書館や川崎小学校を除き、市庁舎建設の更新を骨子案に基づき修正する等、手を加えました。グラフではいつ、どれぐらいの更新費用が必要かを示しました。



このグラフを見ると、新市庁舎建設時期は、更新が最も集中する2026年～2030年度になり、さらにごみ処理施設や給食センターもこの時期です。さらに2025年度以前の積み残しも100億円超えあります。

問題はこうした更新費用をどう確保するのかです。

リニアと庁舎基金を統合し公共施設整備基金を

三重県は、築59年の本庁に加え、築60年ほどが経過する県立高11校の建て替えを想定して「公共施設等総合管理推進基金」を設置することを明らかにしました。本庁舎と高校の建て替えを同列に考え基金を確保するというものです。一方、亀山市は市庁舎建設の基金はありますが、他の公共施設の建て替えの基金がなく財源が確保できません。私は公共施設の更新の財源確保にリニアと庁舎の基金を統合し、公共施設整備基金をと提案しました。

しかし、櫻井市長は市庁舎とリニアが優先の考えを示し、他の公共施設の財源確保をする考えはありませんでした。これでは学校や保育園の更新のための財源が確保できずに老朽化が放置され、市民は納得しません。

余裕のある借金を活用し更新事業を

また起債(借金)の活用も提案しました。亀山市は類似団体と比較して借金が少なく、類似団体程度までは十分に起債が活用できます。さらに借金で建てるということはその借金の返済が何十年に渡り続くことにより、将来この施設を利用する市民に少しずつ負担してもらうという公平性の観点からも意味があるのです。他の類似団体のように起債を活用し、公共施設の更新事業を進めるべきです。

境界の確定は土地所有者と市の合意で十分

先日、境界立ち会いについて市民の方から相談があり、3月15日の産業建設委員会的一般質問でこの問題を取り上げました。民有地と市有地の境界を確定することはよく行われていますが、この場合、民有地の土地所有者と市有地の所有者が現地で立ち会いを行い境界を確定しています。その際に地元の自治会長も立ち会うことになっています。こうした内容は、「亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱」に規定されています。

自治会長が当事者と同等の立場はおかしい

地元の自治会長は、その地域のことに精通しているからと仰うことですが、立ち会ってもらうことには何ら問題はありませぬ。ただ最近、自治会長が短期間で交代するなど必ずしも「その地域のことに精通している」人ばかりではなくなっています。

問題は「境界確定書」に当事者である土地所有者と市以外に自治会長も署名、捺印することになっていることです。この3者のうち当事者は当然ですが、自治会長が署名、捺印されないと境界は確定しないことになっていますが、これはおかしい話です。

先日の相談者からは、本来、境界の確定は土地所有者と市の当事者間で合意すればいいだけなのに、なぜ自治会長が当事者と同等の立場で介在するのかわけられました。また、自治会長の側も自らが署名、捺印することで境界が確定されるという重い責任を持たされることとなります。

他市の状況を調べ検討すると答弁

本来、土地所有者と市の当事者間で合意すればいい境界確定に自治会長が介在する必要はないのではないのでしょうか。「亀山市道路用地等境界確認事務取扱要綱」を見直し、第13条の「境界確認の同意」の項で自治会長を除くよう見直しを求めました。市は他市の状況を調べ検討すると答弁しました。

WBC すごい野球を見せてもらった

「漫画でも書けない」—こう評されたのがWBC決勝の9回。今大会の主役の大谷選手とトラウト選手が試合の最後に対決した。普段は仲の良いチームメイトだが、どちらも優勝がかかっており全力のプレー。漫画でよくあるストーリーだが、それを地でいっていた。こんな試合はもう二度と見られないだろう。